

第21回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和3年2月26日(金)
- 2 開催時間 午後1時25分開会 午後2時10分閉会
- 3 開催場所 大正トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 26名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第4号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (8) 議案第5号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 河本 伸一
 - 事務局次長 滝沢 仁
 - 農地係長 佐々木正人
 - 農地係主任 水野 晴基
 - 農地係専門員 木原 一広
 - 農地係主任補 堀田 泰蔵

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第21回帯広市農業委員会を開会いたします。
中谷 会長	(会長より近況を含めた挨拶)
	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は26名、全員です。
	本日の議事は、開催要領3次第にありますとおり、報告が3件、議案が5件でございます。
	(配布資料の説明)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、19番 濱野委員、20番 石崎委員を指名いたしますのでよろしく願います。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(滝沢次長)	農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」、2月分の調査結果について、松金調査委員長より報告をお願いします。
松金調査委員長	2月9日の調査ですが、報告第2号 1 現況証明の附番55の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	2 農地法第4条の転用許可に係る完了の確認についてですが、附番8の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。
	以上で、2月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
事務局(佐々木係長)	次に、報告第3号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のとおり専決処分し調整を行ったので報告します。
事務局(佐々木係長)	(報告第3号、附番12から14の3件について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読)
議 長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。
議 長	以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
事務局(佐々木係長)	これより議案の審議に入ります。
事務局(佐々木係長)	議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。
事務局(佐々木係長)	議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。
事務局(佐々木係長)	(議案第1号、附番34から35の2件の合意解約について朗読・説明)
事務局(佐々木係長)	以上附番34及び35の2件のにつきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
事務局(佐々木係長)	次に、議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。
事務局(佐々木係長)	議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
事務局(佐々木係長)	(議案第2号、附番46及び47の贈与による所有権移転2件について調査書に基づき朗読、説明。)
事務局(佐々木係長)	以上附番46及び47の2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請ど

おり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)
議 長

(なし)

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に、議案第3号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第3号、附番8から10の砂利採取のための一時転用に係る使用貸借権の設定3件について、調査書に基づき朗読・説明)

転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。

なお、本件につきましては、いずれも転用面積が30aを超えていることから、申請通り許可を決した場合、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答により、会長の専決による許可を行うこととなります。説明は以上です。

議 長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。附番8について、山崎委員よりお願いいたします。

山 崎 委 員

それでは意見を申し上げます。附番8です。申請地は作物の生産性が低く、土質も悪いため農耕に支障をきたしていることから、砂利を採取し、採取跡地を表土にて埋め戻し整地することにより農耕適地にするものです。

砂利採取後は平坦な農地に復元して引き渡すものであることから、農地としての利用を達成する上で必要な措置であり、この農地を砂利採取のために一時転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました、続きまして、附番9について、石川委員よりお願いいたします。

石 川 委 員

それでは意見を申し上げます。附番9です。申請地は表土が浅く、また起伏もあり農耕に支障をきたしていることから、砂利を採取し、採取跡地に土を搬入し埋め戻し整地することにより農耕適地にするものです。

砂利採取後は平坦な農地に復元して引き渡すものであることから、農地としての利用を達成する上で必要な措置であり、この農地を砂利採取のために一時転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました、続きまして、附番10について、兒玉委員よりお願いいたします。

兒 玉 委 員

それでは意見を申し上げます。附番10です。申請地は起伏があり、また砂利層あるため農耕に支障をきたしていることから、砂利を採取し、採取跡地に土を搬入し埋め戻し整地することにより農耕適地にするものです。

砂利採取後は平坦な農地に復元して引き渡すものであることから、農地としての利

議 長	<p>用目的を達成する上で必要な措置であり、この農地を砂利採取のために一時転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答により、会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員) 議 長	<p>(なし)</p> <p>ご異議無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答により会長の専決により許可を行うことといたします。</p>
事務局(佐々木係長)	<p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、一般分 附番49から63の賃借権の設定15件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
事務局(木原専門員)	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転附番26から27の買入2件及び附番28の売渡1件、賃借権の設定附番11の貸付1件、同農地中間管理機構による賃借権の設定附番1の借入1件、附番1の貸付1件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>これより議案の審議を行います。本案件中、一般分(1)賃借権等の設定 附番57及び58につきましては、吉田利彦委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。</p> <p>【吉田利彦委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、一般分(1)賃借権等の設定 附番57及び58についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員) 議 長 議 長	<p>(なし)</p> <p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>【吉田利彦委員着席】</p> <p>続けて審議を行います。本案件中、一般分(1)賃借権等の設定 附番61につきましては、森委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。</p>

		【森委員退席】
議	長	それでは、一般分(1)賃借権等の設定 附番61についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
		【森委員着席】
議	長	引き続き、一般分(1)賃借権等の設定 附番57、58及び61を除く18件についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第5号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(木原専門員)		農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。
		(議案第5号、附番12から14の3件について、調査書に基づき朗読・説明)
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委員)		(なし)
議	長	次に 事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(水野主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。